

令和6年度

安全報告書



令和7年7月1日

横浜交通開発株式会社

目次

	ページ
1 事業の概要	3
2 輸送の安全に関する基本的な方針	3
3 令和6年度自動車事故削減目標の達成状況	4
4 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	4
5 令和6年度の輸送の安全を確保するための取組について	4
6 継続的な改善の取組	7
7 令和7年度の安全の取組	
《別添資料》	
安全管理規程	9
(安全管理体制・事故・災害発生時の連絡体制)	

1 事業の概要

当社は、平成 19 年 7 月 12 日付で一般旅客自動車運送事業の許可を取得し、同年 12 月 9 日から 2 路線の運行を開始しました。

また、平成 20 年 2 月 9 日からは、横浜市交通局磯子営業所及び緑営業所所管路線の運行を受託しています。

なお、受託運行している事業の状況は、委託者である横浜市交通局が公表します。

- (1) 磯子営業所 横浜市磯子区森 3 丁目 1-19
緑 営業所 横浜市緑区白山 1 丁目-10-1
- (2) 在籍車両数 11 両
- (3) 路線数 3 路線（磯子営業所 3 路線）
6 1 系統（磯子駅前・新杉田駅前～入国管理局前）
7 0 系統（磯子駅前～汐見台ストアー前～磯子駅前）
1 1 7 系統（新杉田駅前～ESR 横浜幸浦 DC 前～新杉田駅前）

2 輸送の安全に関する基本的な方針

事業開始以来、当社安全方針に沿って事業を運営してきました。

横浜交通開発株式会社安全方針

私たちは、安全な運行の提供がお客様への最大のサービスであることを認識し、どなたにも安心してご利用いただける公共交通をめざします。

- 1 安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 2 安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。
- 3 安全な車両・設備などの提供に努めます。
- 4 日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

3 令和6年度の主要な自動車事故削減目標の達成状況

事故削減目標・目標件数		令和6年度統計	達成状況
歩行者・自転車との接触事故	撲滅	0件	達成
車内事故（発車反動・ドア挟圧）	撲滅	0件	達成
静止物（車両・施設）への接触事故	撲滅	1件	未達成

4 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条に規定する事故はありませんでした。

5 令和6年度の輸送の安全を確保するための取組について

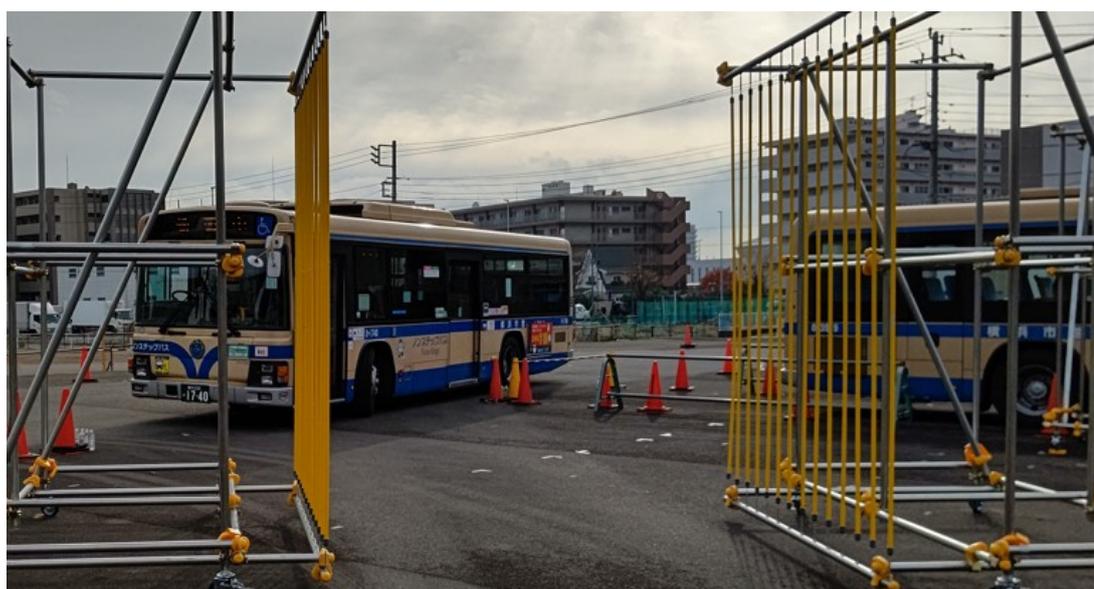
当社では年間6回の定期研修に加え、当社が独自に行っている振り返り研修、事故未然防止研修を行い、日々の輸送の安全が確保できるように、取り組んでいます。

また、このほかにも、お客様へ質の高いサービスを提供するため、外部委託添乗調査を実施して、乗務員へ評価・指導を行い、より快適に、安心してお客様にご利用いただけるよう、乗務員のレベルアップに努めています。

(1) 振り返り研修

振り返り研修は令和4年度から開始し、令和6年度までに全乗務員が実践的な実車研修を受講しています。この振り返り研修は、乗務員がこれまでの業務を振り返り、自分自身を客観的に見つめ直す機会としています。

なお、令和7年度からは、カリキュラムを一新し、お客様サービス向上や安全の取組について研修を行います。





(2) 事故未然防止研修

輸送の安全確保は運輸事業の根幹を成すもので、利用者である市民の皆様
に信頼される輸送サービスの実現を目指し、安全確保のため、事故未然防止
研修を実施しています。

実車研修では View Tracker3（視線追尾システム）を使用して、安全確認時
の視線移動状況について検証するとともに、安全確認の方法について指導改
善を行い、事故防止に役立てています。

なお、研修時に適性診断を実施し、個人の特徴を把握し、乗務員にアドバ
イスを行い、安全運転に役立てています。

【一般適性診断】



【View Tracker3（視線追尾システム）】



(3) 死角体験研修

バスの死角は、乗務員が視認できない部分であり、特に交差点や発進時に危険を伴います。当社では死角体験研修を実施し、バスの死角に潜む危険を回避する確認方法のトレーニングを全乗務員に実施しています。



(4) 添乗調査の外部委託について

運転技術の向上による事故防止及び接遇向上の観点から、外部添乗調査を実施しています。

前年度の添乗結果を含めて個々の乗務員の実績の資料として優良乗務員や指導乗務員などへの登用にも反映させるので、公平性を保つため第三者による客観的評価を用いる必要があり、外部業者による添乗調査を実施しています。

6 継続的な改善の取組

輸送の安全の取組の実施について、経営トップを含む経営層及び経営管理部門に対して概ね年3回報告し、輸送の安全に関する考えを聴き取るとともに、安全管理体制が適切かつ有効に機能するための必要な指示を反映させることで、継続的な改善に努めています。

また、経営層は定期的に営業所の巡視等を行い、双方向のコミュニケーションを図っています。

《実施状況》

令和6年4月11日	令和5年度振り返り・令和6年度取組方針
6年10月9日	令和6年度上半期振り返り
7年3月13日	令和6年度下半期振り返り
7年4月10日	令和6年度振り返り・令和7年度取組方針

7 令和7年度の安全の取組

(1) 令和7年度安全重点施策到達目標

重大事故に直結する可能性の高い事故の防止を目標とします。

歩行者・自転車との接触事故の撲滅

(2) 主な安全重点施策

○ 厳正な点呼の実施

乗務員は、ひとたび営業所を出ると運行管理者の目の届かないところで業務を行います。厳正で確実な点呼を実施し安全で安心な運行の提供に努めます。

○ 事故防止のための様々な研修の実施

当社で行う研修では、振り返り研修、事故未然防止研修及び入社半年後に行うフォローアップ研修など各種研修に力を入れ、事故防止に取り組んでいます。

(3) 健康起因事故の防止の取組

○ 乗務員の健康管理の充実

社員の健康こそが安定的な会社運営の原点と捉え、健康経営宣言を行うことで、会社としての健康経営への取組を明文化し、社員向けに発信するとともに、当社ホームページへ公表しました。こうした社員の健康増進の取組によって横浜市健康経営認証（クラスA）を取得することができました。

○ 健康に起因する事故の撲滅

健康診断、脳ドック、ストレスチェック及び睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査を着実に実施するとともに、カウンセリング窓口による相談機能の充実や、産業医や保健師との連携によるチェック体制の強化等、社員の健康増進に努めました。その結果、健康に起因する事故は発生しませんでした。

《参考》疾病予防及び疾病の早期発見・早期治療を促進する当社独自の取組例

項目名	上限	条件
人間ドッグ受診	会社負担	40歳以上（2年ごと）
SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査	会社負担	
脳ドッグ受診	会社負担	46歳以上（4年ごと）
インフルエンザ予防接種	会社負担	
健康診断結果に伴う再検査料補助	20,000円	（上限）
SAS簡易検査結果に伴う受診費用補助	35,000円	（上限）

《参考》横浜健康経営認証 認証マーク



横浜交通開発株式会社自動車安全管理規程

制 定：平成19年11月30日

改 定：令和7年 4月1日

- 第 1 条 目 的
- 第 2 条 適用範囲
- 第 3 条 輸送の安全に関する基本方針
- 第 4 条 輸送の安全に関する重点施策
- 第 5 条 輸送の安全に関する目標
- 第 6 条 輸送の安全に関する計画
- 第 7 条 代表取締役の責務
- 第 8 条 安全管理体制
- 第 9 条 輸送の安全に関する重点施策の実施
- 第 10 条 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達
- 第 11 条 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 第 12 条 輸送の安全に関する教育及び研修
- 第 13 条 輸送の安全に関する業務点検
- 第 14 条 輸送の安全に関する業務の改善
- 第 15 条 情報の公開
- 第 16 条 輸送の安全に関する記録の管理等
- 第 17 条 輸送の安全に関する協力体制

令和7年4月1日現在

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となり絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報について積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する業務の点検を行い、必要な改善措置又は予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

(代表取締役の責務)

第7条 代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 代表取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
- 3 代表取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(安全管理体制)

第8条 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、重大な事故、災害等に対応する場合も含め、安全管理体制図(別図1)による。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第9条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第10条 代表取締役と運行管理者や運転手などとの双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が、適時適切に社内において伝達され共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講ずる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 11 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は事故・災害等発生時の報告体制図（別図 2）に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、代表取締役又は、社内、及び横浜市交通局の必要な課等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 代表取締役は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第 12 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する業務点検）

第 13 条 代表取締役は、安全マネジメントの実施状況等を確認するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する業務点検を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する業務点検を実施する。

- 2 代表取締役は、前項の業務点検が終了した場合はその結果、改善すべき事項が認められた場合、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の改善措置又は予防措置を講ずる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第 14 条 代表取締役は、社員から事故、災害等に関する報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し改善措置又は予防措置を講ずる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

（情報の公開）

第 15 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 運輸規則第 47 条の 7 に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第 16 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、業務点検の結果、及び改善措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

（輸送の安全に関する協力体制）

第 17 条 管理の受委託の実施にあつては、受託者及び委託者は相互に協力、連携して輸送の安全性の向上に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

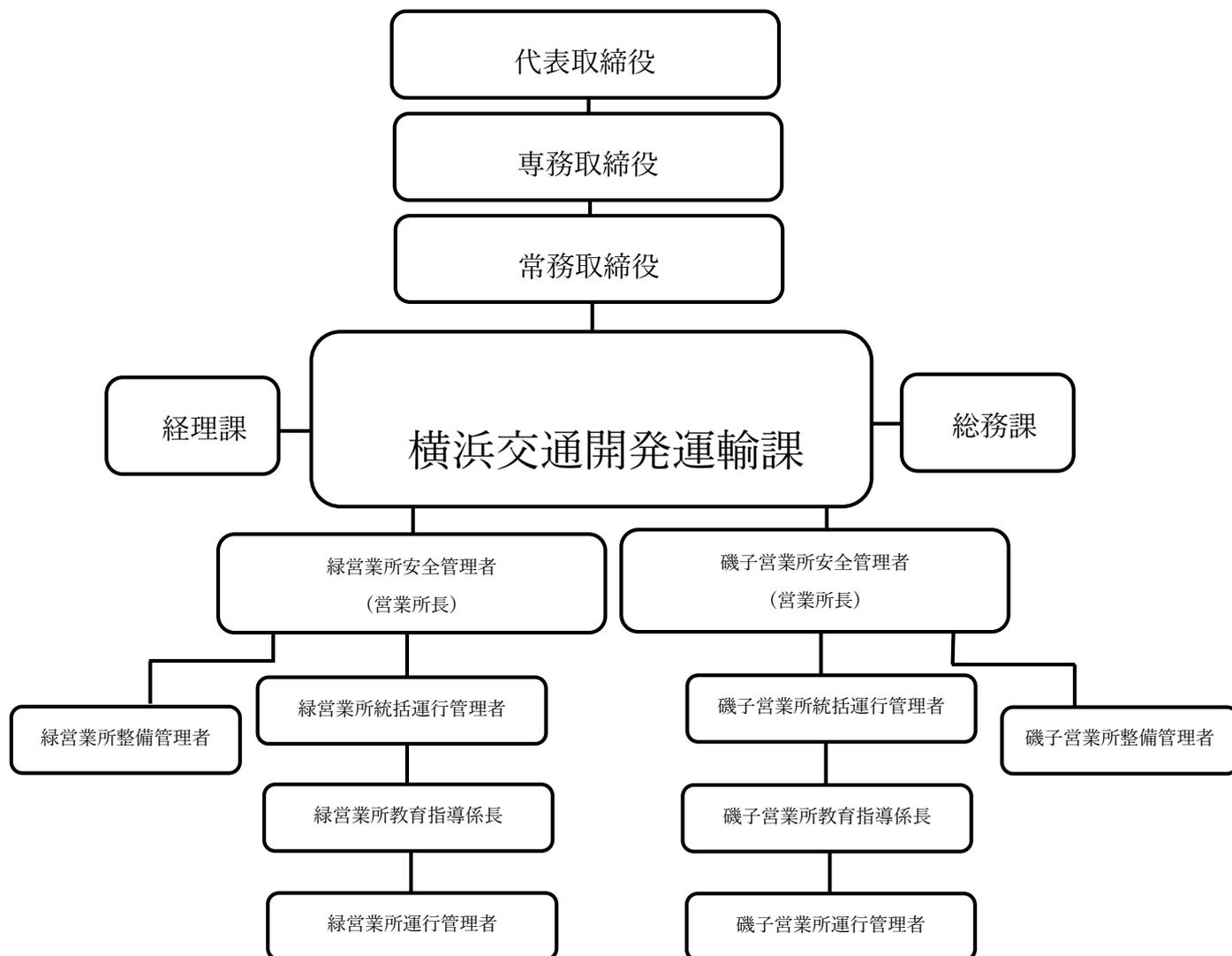
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別図1(第8条)

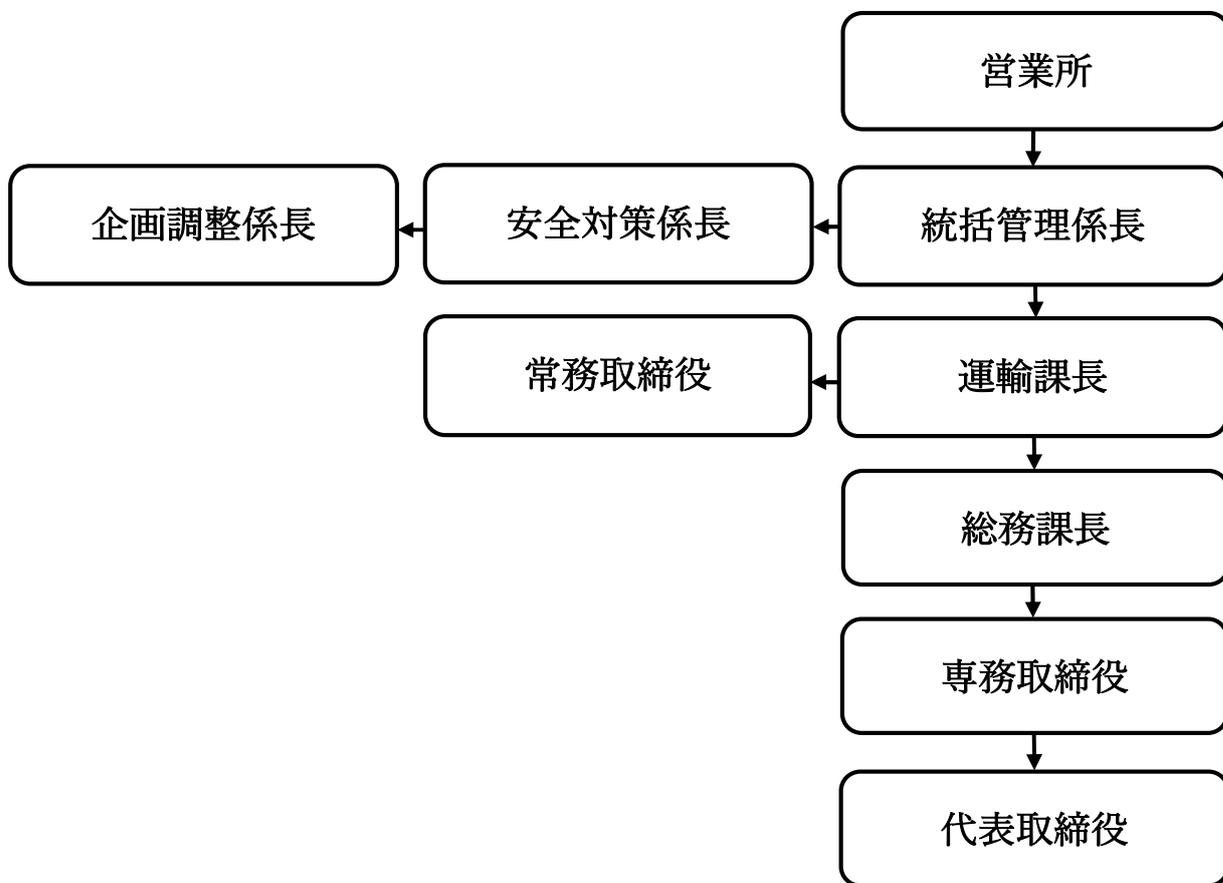
安全管理体制



令和7年4月1日

別図2(第11条)

事故・災害等発生時の連絡体制



令和7年4月1日